



日本軍を象徴する旭日旗の前でおこなった挺身隊追慕祭の周囲に集まったソウル市民(パゴダ公園、10月13日)

12/9~10 国際公聴会を補償の突破口に

補償でない「補償に代わる措置」

ひとまず頓挫の政府案

佐川問題に揺れる政界の陰で、この間日本政府は「従軍慰安婦」問題の政治決着に奔走してきた。外務省の池田維アジヤ局長は十月十一日に韓国を訪問し、「補償に代わる措置」として、「元『慰安婦』」の生活保障のための基金創設」を打診した。日本赤十字社に

日本政府が資金を拠出し、同社が韓国赤十字社と協力して事業を進めるという案だが、この提案を受けた韓国外務部の金錫友アジヤ局長は、「真相究明の努力を続けてもらいたい」と含み、まだ「問題解決」の段階にないことを明らかにした。これを受け日本政府は、来年度予算案に右基金を計上しないことを十一月十七日、表明した。日本政府の「早期政治決着」の構想は、とりあえず頓挫した形。

重要な反対協の運動

日本政府の基金案が行き詰まった背景には、韓国国内の強い反対がある。その中心は三十六の女性団体から構成される韓国挺身隊問題対策協議会(以下、「挺対協」と略す)。

八月三十一日、挺対協は日本政府の基金創設案に反対の声明を発表するとともに、池田維アジヤ局長の韓

国訪問に合わせて十月十三日、公開書簡を韓国と日本両政府に出した。(左下欄参照)

その中で挺対協は、元「慰安婦」の声を引用しつつ「日本が自らの犯罪性を認めないで渡すお金をもらうことはできない。それは私たちが再び侮辱する行為である」と述べ、「真相が究明されてこそ法的責任と補償の具体的な額も明らかになる」としている。

そして、挺対協は「彼女たちの生活支援は私たち国民の義務」として十月十三日、パゴダ公園で「挺身隊追慕祭」を開いた(参加者約七百人)のを手始めに、靴下販売や募金コンサートを繰り上げ、資金集めに奔走している。(これに呼応して、日本国内でも、絵葉書を送って協力する動きが広がっている。本号四頁。住む所にもこまっている元「慰安婦」のために、十

月三十日、生活の場として「分かち合いの家」が仏教人権委員会の手で開所された。十二月一日には、「ハルモニたちの生活基金」のための汎国民募金運動」が発起式を迎える。ここには女性界のみならず学界、法曹界、宗教界、芸能界などが広範に参加する予定。

「違法かどうか」が核心

挺対協の考え方の重要な点は、真相の徹底究明を求めていること。日本が「慰安婦」を作った行為を違法、つまり犯罪として国際法によって問題にしようとする姿勢。

「補償」とは、損失補償を除けば、そもそも違法・犯罪行為に伴うもの。日本政府がこれまで基金案を、「補償に代わる措置」と述べてきたのは、日本が「従

軍慰安婦」を強制したこと、は今日、国際法上、問われることはない、したがって法的には補償する義務もないが、「人道的観点から元慰安婦の方々に生活上の援助をしたい」と言っているにすぎない。つまり「補償に代わる措置」とは「補償でない」ということである。もしこの案をのむならば、公開書簡にあるように、「自分たちの恥すべき犯罪行為を、急いでお金で解決してしまおうという意図」に乘ぜられることになるばかりでない。「慰安婦」問題が法に触れない問題として処理され、その結果、他の戦後補償問題への波及が一切止められ、すべての問題はここで終息することになる。これこそが日本政府の意図するところである。

き犯罪行為を、急いでお金を解決してしまおうという意図によるものであることは誰の目にも明らかです。

一、二(略)

三、私たちは最近、貴国政府が「補償に代わる措置」として元慰安婦に対する生活扶助基金の創設を考慮中との報道に接して深い憂慮と憤りを感じています。貴国政府のこのような行動は、世界的関心事として浮上している自分たちの恥すべき

挺対協 公開書簡

私たちは貴国政府が「補償問題は六五年の韓日協定によって解決済み」であるとする立場をとっていることを知っております。しか

戦後補償ニュース

第 4 号
1992年12月3日
編集
「アジア太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会」事務局
発行人 大島孝一
〒556 大阪市浪速区塩草2丁目6-4-518
TEL 06(562)7740
FAX 06(562)5272
年間購読料 3,000円

定期購読のお願い

『戦後補償ニュース』の存在、まだまだご存じない方も大勢いらっしゃると思います。知合いの方にも購読を勧めてください。見本紙をお送りします。

・年間購読料 三〇〇〇円
郵便振替口座 大阪二一三 一一一六「戦争犠牲者を心に刻む会・事務局」まで

編集 こうき

「国際公聴会」の準備の中、第四号ができました。「国際公聴会」の意義などを理解していただくために、ポイントを置いて編集しました。第二号も合わせてお読みください。*「国際公聴会」の費用として千三百万円を集める事は至難の技。はたして日本の市民運動・平和運動にそれだけの力があるかどうか試されているとも言えます。*戦後補償の問題は、具体化すればするだけ、私たちの身を切り、肉を切るものなのかも知れません。その痛みを乗り越える訴えが必要な時期かも知れません。

(前頁から) 遅れている原因の一つは、日本帝国主義を含めた侵略者が、中国の財産を長期にわたり何層も大量に略奪し、また中国の生産力を破壊したことによってもたらされたものである。このために中国は財産と資源を失ったばかりでなく、進歩発展する機会も逸したのである。

他方、日本の繁栄のなかには、中国の財産と資源を長期にわたって略奪してきた結果が含まれている。甲午戦争(日清戦争)の後、日本は中国から二億三千万両もの白銀の賠償金を取った。中国人民の血と汗が日本の社会の迅速な発展の力になったのである。

第七期の全国人民代表であり、著名な作家でもある陳登科は、王工代表と連名で賠償請求案を提出した三名の代表の一人。

彼は江蘇省淮陰で生まれた。八年の抗戦中に遊撃隊に参加し、日本人と七年間戦った。

彼は、日本人が中国の原料を使って馬鞍山に十基の小型高炉をつくり、鋼鉄を生産し武器を製造したことや、日本人による虐殺、強姦など、彼が見たことを列挙して、想像をはるかに超えた残酷さと野蠻さを語った。「日本人が自分の行為に代価を支払わなければ、今後同じようなことを繰り返さない保証はない」。

「人民代表として呼びかける。日本はわれわれに賠償すべきである。われわれが賠償請求を提起するのは正義である」これらの話をしている時、老作家のごま塩のヒゲは、激情でふるえつつあった……。

医学教授で、民主党派の許学受も、王工とともに賠償請求案を提起した一人である。

彼の同級生の多くは台湾に行っていたが、最近交流が可能となった大陸にもどった同級生たちはみな、本世紀の歴史で最も暗い一ページの発生地になった南京へ行き、数十万の犠牲者となった同胞に小さな花を一束ささげることを忘れる者はなかったという。

そんな時、皆の心に同じ思いがわきおこる。日本からなんらかの補償を得られなければ、亡くなった魂を慰めることはできないと。賠償「いくら譲っても、賠償請求はわれわれの権利であり、賠償は日本の責任である。何かという中日間係を破壊するなどというが、それは間違っている。数年前、日本の学生が中国に旅行にきて、事故にあって死傷者がでたときに、中国は補償をしなかったらどうか。日本人はあんなに多くの中

行にきて、事故にあって死傷者がでたときに、中国は補償をしなかったらどうか。日本人はあんなに多くの中

石成基・陳石一さん、援護法の国籍・戸籍事項撤廃訴訟第二回口頭弁論
十二月四日(金) AM10時
20分、東京地裁、丸の内線霞ヶ関下車、在日の戦後補償を求める会 〇四四二(二八八)二九九七

アジア・太平洋の人々への戦後補償実現大集会
十二月四日(金) PM6時
15分、浪速解放会館、JR芦原橋下車、大阪府朝共闘 〇六(三三三)二六六

フォーラム・戦後補償実現に向けてアジア太平洋戦争被害者と国会をつなぐ
十二月六日(日) PM1時
4時、ダイヤモンドホテル(スタービル)、地下鉄半蔵門駅下車、市民と社会党の戦後補償問題懇談会 〇三(三三三)七五〇九

「アジア太平洋戦争韓国犠牲者補償請求事件」公判「第三回口頭弁論」
十二月七日(月) AM10時
30分、中目黒スクエア、東急東横線中目黒駅下車、香港軍票補償をすすめる会 〇三(五七〇)四六四三八

日本の戦後補償に関する国際公聴会
十二月九日(水) PM2時
9時、東京・神田パンセJR水道橋下車、「日本の戦後補償に関する国際公聴会」実行委員会 〇三(三三三)四七二八

セミナー「戦争と人権 戦

後処理の法的検討」
十二月十日(木) AM10時
30分、東京・神田パンセ JR水道橋下車、日本鋼管訴訟第四回口頭弁論
十二月七日(月) PM1時
15分、東京地裁七三三号法廷、丸の内線霞ヶ関駅下車、金景錫さんの日本鋼管訴訟を支える会 〇三(三三三)五〇二

戦後補償を考える集い
十二月八日(火) PM6時
30分、中目黒スクエア、東急東横線中目黒駅下車、香港軍票補償をすすめる会 〇三(五七〇)四六四三八

日本の戦後補償に関する国際公聴会
十二月九日(水) PM2時
9時、東京・神田パンセJR水道橋下車、「日本の戦後補償に関する国際公聴会」実行委員会 〇三(三三三)四七二八

セミナー「戦争と人権 戦

はなるが、日本人の感情を傷つけるなどということにはならない筈だ。(訳・老田裕美、次号につづく)

集会
十二月三日(火) PM6時、名古屋市教育館、栄TV塔西
十二月三日(水) PM1時30分、名古屋市熱田区役所講堂、神宮西
八月一内線三三八
会 〇五二(八五二)二一九一内線三三八

韓国・朝鮮人BC級戦犯国家補償請求訴訟第六回公判
一月十四日(木) AM9時
30分、東京地裁東口集合丸の内線霞ヶ関下車、韓国・朝鮮人BC級戦犯を支える会 〇三(三三三)八二二九

鄭商根さんの戦後補償訴訟第十回公判
一月二十七日(水) AM11時
大阪地裁八〇八号法廷、地下鉄淀屋橋駅下車、鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会 〇六(九七二)一六〇八

「こんごのよてい」欄に情報を送る場合、主題、日時、場所(最寄りの駅)、連絡先(電話)などを書いてください。チラシを送ってくださっても結構です。

「戦後補償ニュース」の存在、まだまだご存じない方も大勢いらっしゃると思います。知合いの方にも購読を勧めてください。見本紙をお送りします。

・年間購読料 三〇〇〇円
郵便振替口座 大阪二一三 一一一六「戦争犠牲者を心に刻む会・事務局」まで

編集 こうき

「国際公聴会」の準備の中、第四号ができました。「国際公聴会」の意義などを理解していただくために、ポイントを置いて編集しました。第二号も合わせてお読みください。*「国際公聴会」の費用として千三百万円を集める事は至難の技。はたして日本の市民運動・平和運動にそれだけの力があるかどうか試されているとも言えます。*戦後補償の問題は、具体化すればするだけ、私たちの身を切り、肉を切るものなのかも知れません。その痛みを乗り越える訴えが必要な時期かも知れません。

十二月九日の国際公聴会で証言する被害者の顔ぶれが、十一月末までに決まった。とくに元「慰安婦」については六か国を網羅し、このような規模で一堂に会することは初めて。

国際公聴会 被害証言者の顔ぶれそろそろ

九日はこれ以外に、研究報告を洪祥進(朝鮮人強制連行真相調査団)、村山晃(日本弁護士連合会)、吉見義明(中央大学)の三氏が行う予定。これまでの研究の集大成が期待される。

△元「従軍慰安婦」▽

韓国
姜順愛(カン・スネ)さん 一九二七年十二月十五日生れ。十四歳のとき連行、パラオで慰安婦にされた。韓国太平洋戦争犠牲者遺族会会員
フィリピン
マリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさん 一九二六年十二月五日生れ。フィリピンで拉致され、一九四三年から翌年にかけて慰安婦にされた。現在、訴訟を準備中。
オランダ
匿名 六九歳。ジャワで日本軍に抑留中の一九四四年、慰安婦にされた。
共和国(北朝鮮)
金英実(キム・ヨンシル)さん 一九二四年十月二日生れ。一九四一年に、だまされて中国奥地に連行、四五年に逃げるまで慰安婦にされた。

△被強制連行者▽

韓国
金順吉(キム・スングル)さん 六九歳。二四歳のとき三菱長崎造船所に徴用され被爆。国と三菱を相手に「未払い賃金と慰謝料」を求め訴訟中。

サハリ

朴多東(パク・ヘドン)さん 一九二〇年四月十八日生れ。十八歳の時サハリに連行され、敗戦後遺棄された。韓国への永住帰国実現をすすめるためのサハリ人韓人老人協議会会長。

△戦争犯罪民間被害者▽

オランダ
ジェラード・ユングスラーさん 六五歳。十六歳の時、ジャワ島で日本軍に抑留され、非人道的な扱いを受けた。対日道義請求財団の法律担当
△各国の「従軍慰安婦」被害に関する研究者▽
韓国
李美卿(イ・ミギョン)さん 一九五〇年生れ。韓国女性団体連合会副会長、韓国挺身隊問題対策協議会総務。
フィリピン
ロデス・インダイ・サホルさん。フィリピン従軍慰安婦特別調査・支援委員会(TFFCW)のコーディネーター。
共和国(北朝鮮)
許錫七(ホ・ソクチル)さん 一九三五年六月六日生れ。「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会常務委員。

フィリピンの「従軍慰安婦」問題について

アジア人権基金 事務局長 有光 健

ビナツボ被災者救済プロジェクトのため十月三日、フィリピンに行ってきたが、ちょうど「従軍慰安婦」問題が大変大きくクローズアップされており、元「従軍慰安婦」の方四人を含む関係者にお会いし、話を聞いてきた。日本ではあまり伝えられていないが、九月に最初にロサさんが名乗り出てから十月に、議会上・下院で公聴会が開かれるなど急進している。女性問題と取り組んできたフィリピンの十四団体合同で結成された民間の調査委員会(TFFCW)では、日本側の情報提供や資金面での協力をよく希望している。十一月二日から二五日まで高木健一、横田雄一弁護士らが現地に調査に出かけた。最初に名乗り出たロサさんは、十二月九日に東京で開かれる「国際公聴会」に参加のため来日する。

フィリピンの女性グループの粘り強い呼びかけで、九月、十月に六人の元「従軍慰安婦」が名乗り出て、上院と下院でも証言。新聞や雑誌、テレビでも取り上げられ、ラモス大統領も調査と日本政府との交渉を指示するなど、この数カ月で急速に動き始めている。

フィリピンでこの問題と取り組んでいるのは、従来から女性の権利を守る運動を続けてきた、アジアの女性の権利を守る活動を精力的に行っているアジア女性人権協議会フィリピン支会、ガブリエラ・バヤン女性デスク、パティス女性センター、フィリピン・キリスト教協議会女性デスク、女性情報センター、女性法律センター、学生キリスト教運動など十四団体で構成する「フィリピン従軍慰安婦調査・支援委員会」(略称「TFFCW」)。コーディネーターはネリア・サンチョ、インダイ・サホル。人権派のロメオ・カブロン弁護士(公益法律センター)、元上院議員候補、エリナ・イル・コンダ弁護士(女性法律センター)、ミラベル・クリストバル弁護士(FLAG・自由法律家協会)、プロテスタント法律家協会なども調査委員会に加わっている。

今回は、調査委員会のネリア・サンチョ、インダイ・サホルさんと元「従軍慰安婦」の四人の女性、彼女たちの記録をまとめているPFIJ(フィリピン調査ジャーナリズム・センター)のマロウ・マンガスさんらから直接話を聞くことができた。

この間のおおよその経過は、以下のとおり。
七月十三日に調査委員会を設立して、調査を開始し、犠牲者からの証言を呼びかけた。ラジオや新聞などをとおして呼びかけにこたえて、九月に最初にロサさんが名乗り出、十八日、記者会見し、「他の人も名乗り出てほしい」とアピール。ついで五人の女性が名乗り出て、十月二日に記者会見した。現在調査委員会に

前頁↓なわめ欺瞞的な発想であることを指摘しておきます。つまり、日本政府は補償問題を論じる前に真相究明を徹底して行うことが、私たちに對するより誠実な姿勢だということです。真相が究明されてこそ法的責任と補償の具体的な額も明らかになるからです。

もちろん元慰安婦たちは高齢で健康も悪く、一日も早く補償をうけることを願っています。しかし、彼女たちは「日本が自らの犯罪性を認めないで渡すお金をもらうことはできない。それは私たちが再び侮辱する行為である」と叫んでいます。もし、貴国政府が彼女たちの貧しさを口実に、名分のないお金を払って適当に済ませようと考えているのであれば、それはまったく間違っています。私たちは、彼女たちの生活支援は私たちが国民の義務だと考えており、「元慰安婦を助けるための汎国民募金運動」を繰り広げています。貴国政府が欺瞞的な基金創設の発想を捨て、誠実に真相究明に取り組まれることを願っています。

四、(略)
一九九二年十月十三日
韓国挺身隊問題
対策協議会

中国の戦後賠償要求運動の片鱗を見る

ルポ・フォトグラファー 上羽 修

中国人強制連行の舞台となった中国華北地方の旅を終え、燃え尽きて灰になる一歩手前の体を、ようやく神戸埠頭に降ろした。そこに思いがけなく、大阪の知人の心配そうな顔が待っていた。天皇が訪中する翌、十月十二日のことである。旅行中に日本の新聞は、中国の戦後賠償運動の活動家を警察が拘束し、接触した人々からも事情聴取したことを報じており、知人は私が中国の警察に捕まったのではないかと心配してくれたのだった。

石門勞工訓練所の取材のため訪問を予定していた石家荘にも、十万人を超える規模の「中国民間被害者対日賠償連合会」が結成されていたので、この会について現地インタビューしたいと考えていた。しかし、通訳をしてくれた強制連行問題の中国人研究者は、天皇訪中前なので、その会と接触しないようにと忠告してくれたのであった。かくして、無事に帰国できた次第である(その後「中国民

間被害者対日賠償連合会」は非法化され、被拘束者も出ている一編集者)。山東、河北省のいくつかの都市を駆け回ったが、地方の市レベルの政府機関役人も天皇訪中について関心が高い。訪問者が日本人だから、時の話題である天皇問題を取り上げたばかりのことかも知れないが、「日本人はどのように思っているのか」と質問して見た。では、中国人はどうなのかと問い返すと、中日友好を深めるために意義のあることだ、という決まり文句しか返ってこない。しかし、日中戦争では「天皇の軍隊」に多くの中国人が苦しめられたのだから、その天皇が訪中することは「複雑な気持ちなのではないか?」という質問には、さかんに「対、対(そのとおりだ)」と相づちを打っている。もちろん通訳者は通訳してくれないが、そして「私の村も日本軍に焼かれ、逃げ遅れた老人が焼け死んだ。その家がそのまま放置されているので、一緒に行こう」。

こうして当時の生々しい話題へ移る。
当然、戦後賠償請求運動についての関心も高い。「日本ではこうした運動を政府から禁止されないか」と、日本では考えられないような質問に出会う場合もある。こうした質問の背景には、天皇訪中を前にしてすでに中央政府から圧力がかかっていたことがあると見るべきだろう。この場合も「中国ではどうか」と問い返す。「中央政府は高度の政治的判断で中日友好を傷つけないように気を遣っている。しかし、下級の(地方)政府では賠償請求運動には協力的だ」。

ここに、最近言われ始めた「地域主義の胎動」が感じられた。これは経済の改革・開放政策の分野での現象ばかりでなく、民間の戦後賠償運動でも明確に示されつつある。それは「人権・民主の胎動」と重なるところろが大いだが、何も抽象的に言う必要はない。戦後半世紀の間、侵略を認めようとしめない日本政府に謝罪

中国の民間による、日本政府への賠償請求 第二回

二、全人代での発言

王録生と第十号議案

安徽省の代表である王録生(王録生)は、貴州の代表である王録生が一九九二年の全人代人民代表大会にも一つ、の対日賠償請求の議案を提出した。この議案は第十号とされた。日本軍の中国侵略史をふり返り、あらため

て戦争賠償を提起すること、は、一九三六年の末に上海で生まれた王録生にとって、感慨深いことであった。一九三七年八月十三日、日本人が閩北区を砲撃した際、彼はまだ生後六か月にすぎなかった。最も平穏と愛情の必要な年齢であったのに、折悪しく残酷な中国

侵略戦争に巻き込まれてしまった。母は、多くの上海人、中国人とともに、避難民の流れに入り、彼と幼い兄をつれて故郷の浙江省へ逃げた。母方の祖母のいた村は、七百軒の家がある大きな村であったが、日本人が火を放ち、うち五百軒の人家を焼き払ってしまった。すべ

侵略戦争に巻き込まれてしまった。母は、多くの上海人、中国人とともに、避難民の流れに入り、彼と幼い兄をつれて故郷の浙江省へ逃げた。母方の祖母のいた村は、七百軒の家がある大きな村であったが、日本人が火を放ち、うち五百軒の人家を焼き払ってしまった。すべ

ての財産と食物が焼き払われてしまった村人たちは、荒野に逃れ、野草でお腹を満たした。この記憶を、彼は今も消すことができない。
現在、彼は民主党派に属し、はじめて賠償請求問題に触れたのは一九八八年の、中国民主建国会中央が開催したある会議の席上だった。それまで彼は、賠償請求問題はすべて処理が終わっているものと考えていた。
その後、一九九一年の人民代表大会で、賠償請求問題を研究している童増が彼を訪ね、賠償問題を訴えた。彼は童増に強く共鳴した。童増の賠償請求の理論には、新しい意義と見識があると思われた。というのは、童増は戦争賠償と被害の賠償という二つの問題を整理し、後者の、中国人民にたいする日本侵略者の債務はまだ終結していないことを明らかにしたからである。
貴州に帰って、全面的に熟考し、改めて彼は童増の研究成果を付属文書とし、一九九二年の人民代表大会で賠償請求問題の議案筆頭者として提起したのである。王録生代表の観点は、次のようなものが重要である。現在、日本は発展し、中国は後進国だが、中国が立ち

は二件の証言が寄せられているが、内「従軍慰安婦」関係は十件で、あとの十二件は日本軍によるレイプと暴行、運動の広がりにもともない、通報、証言はさらに増える見込みという。調査委員会では現在、調査スタッフを送って地方レベルの調査を続けているほか、毎週水曜日に日本大使館に抗議行動を行うとともに、日本での訴訟準備のため近くフィリピン人弁護士を東京に送るなどの準備を進めている。十二月九日に東京で開催される「日本の戦後補償に関する国際公聴会」には、ロサさん自身が来日する予定。また、調査委員会のインダイ・サホールさんも同行、資料を提出する。

日本大使館へは、十月五日にロサさんとカブロン弁護士が出かけ、宮沢首相あて申入書を提出した。井原一等書記官が対応し、ロサさんの訴えを丁寧に聞いたが、十月十六日付カブロン弁護士あて返信では、七月六日に加藤官房長官が表明した日本政府見解を繰り返したのみ。

これまでのフィリピン政府の対応は、アキノ大統領の指示でフィリピン大学のリカルド・ホセ教授（歴史学専攻）がフィリピン側史料だけを調査して、六月二十三日に「わが国には従軍慰安婦は存在しなかった」と調査結果を発表し、これを根拠にアキノ政権は対応しきを受けて、ラモス大統領は外務省、法務省、政府女性協議会に対応を指示。記者会見でも「犠牲者は勇気をもって名乗り出よう」公式に呼びかけている。外交チャンネルでの日本政府との折衝も指示している。で、在京日本大使館もすでに動いているはず。

料だけを調査して、六月二十三日に「わが国には従軍慰安婦は存在しなかった」と調査結果を発表し、これを根拠にアキノ政権は対応しきを受けて、ラモス大統領は外務省、法務省、政府女性協議会に対応を指示。記者会見でも「犠牲者は勇気をもって名乗り出よう」公式に呼びかけている。外交チャンネルでの日本政府との折衝も指示している。で、在京日本大使館もすでに動いているはず。

料だけを調査して、六月二十三日に「わが国には従軍慰安婦は存在しなかった」と調査結果を発表し、これを根拠にアキノ政権は対応しきを受けて、ラモス大統領は外務省、法務省、政府女性協議会に対応を指示。記者会見でも「犠牲者は勇気をもって名乗り出よう」公式に呼びかけている。外交チャンネルでの日本政府との折衝も指示している。で、在京日本大使館もすでに動いているはず。

料だけを調査して、六月二十三日に「わが国には従軍慰安婦は存在しなかった」と調査結果を発表し、これを根拠にアキノ政権は対応しきを受けて、ラモス大統領は外務省、法務省、政府女性協議会に対応を指示。記者会見でも「犠牲者は勇気をもって名乗り出よう」公式に呼びかけている。外交チャンネルでの日本政府との折衝も指示している。で、在京日本大使館もすでに動いているはず。

料だけを調査して、六月二十三日に「わが国には従軍慰安婦は存在しなかった」と調査結果を発表し、これを根拠にアキノ政権は対応しきを受けて、ラモス大統領は外務省、法務省、政府女性協議会に対応を指示。記者会見でも「犠牲者は勇気をもって名乗り出よう」公式に呼びかけている。外交チャンネルでの日本政府との折衝も指示している。で、在京日本大使館もすでに動いているはず。



マリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさん

フィリピン元「従軍慰安婦」

ロサ・ヘンソンさんの証言

しを四袋積んで水牛の荷車に乗って、家に帰ろうとしていた時のことでした。私を叫んで殴りました。そして私を連れて行き、強姦しました。強姦の後、今度は私を二人の日本兵に渡ししました。それは非常に辛い体験でした。出血があり、歩けませんでした。幸い、近くの農民が通りかから、私を彼の家まで運んでくれました。家に帰ったかっただけですが、四kmほどあるの

もありました。拒めば必ず殺されるので、拒否することはありませんでした。しばらくして私は、日本軍がバムバンでゲリラの囲い込み作戦を行うことを知り、また十二人の相手です。息をつく暇も無く、彼らの性の性でした。検問所で、私は日本兵に呼び止められ、二人の仲間はそのま行つてよいと言われました。私は、日本軍が駐屯地にしていた病院に監禁されました。数日後、そこで六人の女性と会いました。その駐屯地で私たちは、時には

なり、手を縛られ、他の囚人と一緒にさせられました。意識を取り戻した時、母が目の前にいました。私は拷問とマリアアのため二か月間意識を失っていました。ゲリラが駐屯地を攻撃し、連れ出してくれたことを私は知りませんでした。

日本軍にとらえられていた時のことを思い出したり、夢に見ると、数日間ばんやりとしてしまいます。今でも思い出すと、悪い影響が心や体に出ます。

東京 12・10(木)

アジア人権基金設立二周年記念シンポジウム・第40回アジア人権講座

戦争犠牲者の人権、戦後補償問題を考える

12月10日(木) PM 6 時30分

自治労会館ホール

(JR市ヶ谷駅下車すぐ、
☎ 03-3263-3893)

特別報告 **ロサ・ヘンソンさん、香港軍票被害者**
パネラー 土井たか子・武者小路公秀・高木健一他
参加費 1000 円
主催 アジア人権基金

大阪 12・11(金)

フィリピン元「慰安婦」

ロサさんの訴えをきくつどい

12月11日(金) PM 6 時30分

大阪YWCA

(梅田各駅から徒歩10分、
☎ 06-361-1815)

証言 **ロサ・ヘンソンさん**
ゲスト **インダイ・サホールさん**
(TFFCW)
参加費 800 円
主催 実行委員会(フィリピンと日本を考える会他)

国連報告2

補償は金銭に限られない

国際仲裁方式による解決も

 弁護士
戸塚 悦朗

補償の形態

元「従軍慰安婦」をはじめ、強制連行や戦争犯罪による被害者に対して、日本などの国家に法的責任があるとしても、「どのような内容の責任を負うべきか」を述べておこう。現在、日本による被害者が求めている補償は、決して金銭給付に限られていないことに注意すべきだ。真相の徹底究明、法的責任の承認、追悼碑の建立、教科書への歴史的現実の記載、その上での被害者個人への完全補償を伴う誠実な謝罪である。

日本政府は、この要求を「過大だ」と思っているだろうか。もしそうなら、前記ファン・ボーベン教授の第三回報告書付属文書（下記『日本の戦争責任・戦後補償を問う』直す国際的視点）四三頁を検討してほしい。その一五ないし一七段落に「補償の形態」という項があり、補償は、現金の場合もあれば、その他の形態もあり得ることになっている。「後者は、精神保健ケア、雇用、住居、教育、及び土地を含む」「非金銭的賠償は、被害者の道義的及び社会的福祉並びに正義及び平和の大義に役立つ」ともあって、以下のものが重要な要素として含まれるとされる。（a）真相の究明とその公表（b）犯された侵害への責任に関する公の承認（c）責任者の処罰（d）被害者、その親族、友人、証人の保護（e）記念行事を催し、及び被害者に敬意を表すこと（f）被害者のアフター・ケア及び被害者を援助する者の訓練の施の施設設置及び後援（g）侵害の再発防止など。

解決の方法は

最後に、「法的責任があるとしても、いかなる場合、誰に対して、いかなる程度の責任を負うべきかについて、どのような機関が、いかなる手続きで決定するものが最善なのか」という問題が残る。

現在のところ、日本政府は、自ら進んで「これらの責任を取る」と言明していない。そこで、戦後補償を求める日本国内の諸団体は、「日本の国権の最高機関たる『国会』がこれらすべての要求を満たし、真相究明、責任の承認、謝罪、完全な補償をなすべきだ」と主張している。これは正論であり、基本的な戦略として進める必要がある。ただ、もう一つ、次のような解決方法もあること、そしてそれを実現すること自身が国会が打ち出す解決策の一つでもあることを考えていただければと思う。それは、「国際的仲裁方式」による解決である。

国際紛争の仲裁など平和的手段による解決は、二〇世紀のこれまでの国際社会の最重要課題の一つであったし、国連憲章の求めるところでもある（憲章三三條）。イラクとの紛争について米

国は、一括払い方式をとらず、仲裁方式を採用した。イラクによる人権侵害については、国連安全保障理事会の決議で国際機関を設置し、被害者個人からの申し立てを（政府経由で）受け、保障を実現する方式がとられている。私人と国家の間の紛争についても、国際機関が仲裁機関を設置して解決する方式は、決して異例ではなくてきており、投資に関わる企業と国家との間の紛争については、すでに現実に実施されている。

したがって、この問題のためにわざわざ国際条約を締結しなくても、人権問題に関して権限のある経済社会

国際人権研究会編

日本の戦争責任・戦後補償を問う直す国際的視点

 重大二論文
を収録

 ファン・ボーベン「基本的な自由と人権の重大な侵害の被害者が損害賠償・補償・更生を求める権利についての研究」
カレン・パーカー「ユス・コーゲンス・人権法を強制する」

 B5版 75頁
定価1,000円

 B5版 100頁
定価1,000円

国際法から従軍慰安婦・強制連行問題を正す

戸塚悦朗「国際法から従軍慰安婦・強制連行問題を問う」

資料「国連が審議した日本の戦後補償」他

いずれも国際人権研究会（〇三・三三・五〇八・八五〇二）に注文か、12月の国際公聴会にて販売

ビデオ

朝鮮人元従軍慰安婦の証言

ピョンヤン一九九二

朝鮮人強制連行真相調査団がピョンヤンで初めて行った聞き取り調査の記録。四人の元従軍慰安婦が、半世紀にわたる沈黙を破って「日本軍の犯罪」を証言。

九二年一月制作・VHS三〇分・五〇〇円

●申込みはビデオプレス

 〇三・三三・八五一六九〇一
FAX 〇三・三三・八五一九四六四まで

キムさん葉書の活用を！

 韓国の民主化運動に参加し、慰安婦問題を題材に数多くの作品を描いたキム・ヨンニさんの作品。元「従軍慰安婦」問題の解決と生活支援のため、葉書の販売を！「組五枚三〇〇円、十セット以上は送料不要。」
注文は千五百六十四 大阪府吹田市山田西二丁目九番A一三〇三 松井義子（TEL 〇六・八七・八七五三四）まで葉書かFAXで。